

会報
全住協

2019
11月



一般
社団法人

全国住宅産業協会

「第10回優良事業表彰」募集について

当協会では下記のとおり、「第10回優良事業表彰」を実施いたします。積極的にご応募ください。

1. 応募資格

当協会正会員(企業会員)、団体会員協会正会員

2. 表彰部門

次の7部門(国内事業のほか、海外事業も対象)とし、いずれの部門も1回に限り応募できます。(1)戸建分譲住宅部門は①～③の各事業ごとに1物件、(2)中高層分譲住宅部門は①～④の各事業ごとに1物件、その他の部門は1部門1物件の応募とします。

(1) 戸建分譲住宅部門

(1団地で事業全般を対象とし、建築条件付き宅地分譲を含む)

①大規模戸建分譲事業(開発面積3,000㎡以上)

②中規模戸建分譲事業(開発面積500㎡以上3,000㎡未満)

③小規模戸建分譲事業(開発面積500㎡未満)

(2) 中高層分譲住宅部門

①大規模中高層分譲事業(総戸数80戸以上)

②中規模中高層分譲事業(総戸数40戸以上80戸未満)

③小規模中高層分譲事業(総戸数40戸未満)

④ワンルーム事業(住戸にワンルームマンションを含む)

(3) 不動産関連事業部門

例:ビル事業、シルバー関連施設、ホテル事業、リゾート開発事業、霊園事業等

(4) 戸建注文住宅部門

(5) 企画・開発部門(優れた商品開発・技術開発等で建築基準法に基づく検査済証が交付された

ものに係るもの及び建築基準法に基づく検査済証が交付されたものに付随する文化・芸術、地域社会への貢献活動)

例:分譲住宅と商業施設の複合開発、再開発事業、各種システム(流通、賃貸、管理等)、各種手法(広告・販売、マーケティング等)、コストダウン方式、コンサルティング、緑のカーテン、文化・芸術関連の支援、社会福祉・国際交流等の取組み等)

(6) リノベーション部門(戸建住宅・共同住宅を問わず、建築延床面積500㎡以上のプロジェクトを対象とします。)

(7) 宅地開発部門

①開発面積12,000㎡以上

②1区画当たりの平均宅地面積(私道負担面積を除く)が170㎡以上(都市部においては135㎡以上)

3. 応募基準

平成30年12月1日から令和元年11月30日までに完成(検査済証交付日)したプロジェクトで以下に該当するものを基本とします。

(1) 戸建分譲住宅部門～リノベーション部門

①プロジェクトの内容が関係法令(不動産の表示に関する公正競争規約を含む)等に適合したものであること。

②施工及び品質管理に係る体制、プロジェクトの実施後における維持管理及び保証に係る体制が適切なものであること。

③住宅性能及びデザインに優れ、街並みの

目次

・「第10回優良事業表彰」募集について……………	1
・第14回企業対抗懇親ゴルフ大会を開催……………	3
・優良事業表彰受賞プロジェクト紹介 (株)サジェスト、(株)デザインスタジオ琉球楽団……………	5
・トピックス(不動産後見アドバイザー資格講習会)……………	6
・トピックス(営業マネージャー向け実践講座)……………	6

・トピックス(第1回商品企画小委員会)……………	6
・第15回耐震化実践アプローチセミナーを開催……………	7
・住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置の実施状況……………	7
・周知依頼(国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等)……………	8
・周知依頼(11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」)……………	8
・改正建築物省エネ法説明会・住宅省エネ技術講習会のご案内……………	9
・協会だより……………	10

第10回優良事業表彰募集

景観、周辺環境との調和等良好な住環境を形成するための配慮が明確であること。

(2) 宅地開発部門

- ①会員が自ら事業主として開発したもので、都市計画法により開発許可を受け、同法に基づく検査済証が交付されたもの又は土地区画整理法に基づく事業で換地処分を完了したものであること。
 - ②全体に占める公共施設用地の面積割合及び公共施設用地を控除した住宅用地の面積割合が相当程度であること。
 - ③日常生活における利便性に優れ、がけの崩壊等に対する安全性の確保、周辺環境との調和等良好な住環境を形成するための配慮が明確であること。
- (3) 各部門共、係争中のもの又は係争に発展するおそれがあるものでないこと。

4. 応募書類

応募用紙は、以下のホームページからダウンロードしてください。

(URL) http://www.zenjukyō.jp/new_info/entry.php?id=10304

次の書類等を1冊のクリアブック等に綴じて郵送にてご提出いただくほか、合わせて電子データ(CD-ROM等)によりご提出ください。

なお、提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。

- (1) 別に定めた応募用紙(プロジェクトの概要を記載したもの)
- (2) 優良事業表彰応募用紙(各部門共通)
- (3) 設計図書(案内図、配置図、各階平面図、立面図、断面(矩計)図、仕上表等)

※リノベーション部門のみ、リノベーション前後の設計図書

(4) 写真(キャビネ判カラー写真10枚~30枚)

写真説明を記載し、裏面にプロジェクト名を明記。①全景写真3枚程度、②エントランスを含めた共用部3枚程度(中高層分譲住宅部門のみ)、③住戸内部10枚程度(リビング、主寝室、キッチン・バス・トイレを含む各設

備機器、その他アピールしたいポイント)、

- ④リノベーション前後の外観・住戸内部12枚程度(リノベーション部門のみ)、⑤宅地開発前後の写真10枚程度(宅地開発部門のみ)
- (5) 価格表・広告・宣伝関係資料、新聞・雑誌等掲載物
- (6) 建築基準法に基づく検査済証・住宅性能評価書等の写し、都市計画法に基づく開発許可書・検査済証の写し(宅地開発部門のみ)
- (7) 優良事業表彰応募プロジェクトに関する証明書
- (8) その他参考資料

5. 審査料

応募プロジェクト1件につき3万円。応募用紙等のご提出までに下記口座へお振込みください。

口座名 一般社団法人全国住宅産業協会 会員口座
口座番号 三菱UFJ銀行 麹町支店

普通預金5110701

6. 応募期間

令和元年11月18日(月)~12月25日(水)

(協会必着)

7. 結果の通知

優良事業賞が決定した会員に対して、ご連絡いたします。

8. 表彰等

表彰は定時総会において表彰状及び記念品をもって行うほか、担当部署に金一封を授与します。

9. 提出・問合せ先

一般社団法人 全国住宅産業協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3

麹町中田ビル8階 TEL 03-3511-0611

10. その他

(1) 現地調査が行われる場合は応募プロジェクト等の説明をお願いします。当日はできる限り住戸内を視察(ビデオ可)できるように努めてください。また協会が必要とする資料の提供を別途お願いすることがあります。

(2) 「優良事業表彰・受賞プロジェクト作品集」を作成しますので、受賞会員各位は応分の費用負担(10万円を予定)をお願い申し上げます。

第14回企業対抗懇親ゴルフ大会を開催

— 大和地所レジデンス(株)チームが初優勝 —

「第14回企業対抗懇親ゴルフ大会」を10月2日に千葉市緑区の平川カントリークラブを貸切りにして開催した。この大会は、ゴルフを通し会員相互、各企業役職員間の親睦を図り業務の円滑な発展に資することを目的とし、全住協ゴルフ同好会が協会会員に呼びかけて平成18年から毎年開催している。

競技は4つのホールからスタートするショットガン方式を採用。当協会会員等が3名又は4名でチームを編成し、新ペリア方式で各チーム上位3名のネットスコア合計により順位を競った。当日は朝8時にスタート。45チーム168名が参加し、大和地所レジデンス(株)チームが初優勝を飾った。

表彰式・懇親会では、チーム賞、個人賞が発表され、優勝した大和地所レジデンス(株)チームには、優勝カップほかの賞品が贈呈された。また、会員各社から多数の賞品の提供があり、全参加チームに各賞が贈られた。

競技結果及び賞品提供会社は以下のとおり。

【企業対抗懇親ゴルフ大会競技結果】

[チーム賞]

- 優勝 大和地所レジデンス(株)
準優勝 ハイネスコーポレーション(株)
第3位 (株)モリモト
ベストグロ賞 ハイネスコーポレーション(株)
[個人賞]
個人優勝 手塚 泰生
(株)デュープレックス・ギャザリング)
個人準優勝 犬山 正一(東日本住宅(株))
個人第3位 加藤 祐司
(株)エフ・ジェー・ネクスト)
個人ベストグロ賞 岩尾 順一
(ハイネスコーポレーション(株))
シニア優勝 加藤 祐司
(株)エフ・ジェー・ネクスト)
シニア準優勝 佐藤 啓明(株)新日本建物)



▲優勝した大和地所レジデンス(株)チーム

シニア第3位 前田 利幸(株)アドミラル
シニアベストグロ賞 服部 信治

(株)アーバネットコーポレーション)

【賞品提供会社】

(株)アーバネットコーポレーション、(株)アービック、(株)青山メインランド、(株)アセットリード、(株)アドミラル、エス・イー・シーエレベーター(株)、(株)エス・ディー・ケイ、(株)エフ・ジェー・ネクスト、(株)協同エージェンシー、(株)グローバル・エルシード、(株)グロリア、(株)合田工務店、(株)国際技術コンサルタント、(公財)国際人材育成機構、(株)サジェスト、(株)サンセイランディック、サンユウ建設(株)、シーズクリエイイト(株)、(株)シーファイブ、(株)J建築検査センター、司法書士法人黒澤合同事務所、(株)住宅新報、翔和建物(株)、新英興業(株)、(株)新日本建物、ソフトバンク(株)、(株)大勝、大和地所レジデンス(株)、(株)タカギ、(株)タカラレーベン、多田建設(株)、(株)東栄住宅、(株)東京日商エステム、日神不動産(株)、(株)ニッテイホールディングス、(株)ニッテイライフ、ハイネスコーポレーション(株)、(株)パワープロパティ、東日本住宅(株)、(株)平川カントリークラブ、(株)ファイブスターズ、(株)富士開発、(株)フルタイムシステム、ベラテック販売(株)、保全工業(株)、武蔵野産業(株)、(株)モリモト、モルガン・スタンレー・キャピタル(株)、(株)リグラス、(株)ユニバーサル広告社

優良事業表彰受賞プロジェクト紹介

第9回優良事業表彰受賞プロジェクトを順次ご紹介いたします。

優良事業賞

中高層分譲住宅部門（小規模）

デュフレ渋谷本町

（株）サジェスト



【事業コンセプト】

アドレスは渋谷区、アクセスは新宿へ2駅4分と都心をフィールドにする本プロジェクトは、「LIFE BEAT」をコンセプトにアクティブなDINKSを主軸に想定した全20邸のスタイルレジデンスとして誕生。本事業は、マンション用地としては小規模でありながら二つの用途地域に分かれ、斜線制限も厳しく、東西に約2.0mの高低差があったため、用地取得前の段階で容積消化が課題となっていた。

当初1LDK中心のコンパクトプラン全25戸案で想定したが、用地取得後に測量等を終えボリューム検証した結果、有効な容積消化ができなかった。そこで、バルコニーを消防法上最小限必要なスペースに割り切るなど専有面積の増床を図り、バルコニーを活用して生じたスペースには大開口ハイサッシュ「R's」を採用したコンサバトリーエリアを設けた。

【商品企画】

【デザイン】コンクリート打放しのソリッドな建物に、大開口ハイサッシュ「R's」のガラス面との調和が都会的なファサードをつくり出した。エントランスには耐候性鋼板と大判セラミックタイル、洗出し床の見切りには真鍮を使用するなどミニマルなスペースでマテリアルにこだわった。

【プランニング】総戸数20戸中8タイプのプランバリエーション。「〇LDK」だけではなく各々の特徴付けを明確にし、ライフスタイルから発想した住空間を提案。

【魅力的な窓際空間「コンサバトリー」】全戸中約65%13戸に、プラスα空間「コンサバトリー」を設け、窓際スペースに特別な屋内テラスという空間を提案。足元までの全面ガラスに面した開放感と採光性に加えて、6種類から無償でセレクトできる床タイルを用意。

【自分コーデで彩る「カスタムオーダーシステム」】壁面の珪藻土やタイル、収納サイズに至るまで、住まう方が自由にチョイスできるセレクトシステム。ミストサウナや電子コンベックなどの住宅設備も、本当に欲しいものを計50アイテムから選択可能。

【事業成果】

「容積率の効率的な消化」と「魅力的な商品創り」の両立を事業のキーとし、当初1LDK中心25戸の計画から3LDK中心20戸に切り替えるなど、土地取得時の想定合計専有面積から約150㎡(45坪)の増床。さらに、コンサバトリーの採用により約80㎡(24坪)の増床となり、結果として収支バランス向上と興味喚起できるプランニングの双方を実現できた。

また、「カスタムオーダーシステム」では、多様な趣向に対応し購買意欲を大きく喚起しつつ、事業主側からの押付けではない本当の顧客ニーズを引き出し、応えることができたのではないかと。

近年、土地価格、建築費の高騰から住宅価格は上昇しており、より納得性の高い商品づくりが重要となる中、引き続き当社独自の工夫と着眼点を持ち、事業に取り組んでいきたい。

【規模概要】

住 所	東京都渋谷区本町6-8-6
敷地面積	430.58㎡
延床面積	1,421.53㎡
住戸面積	41.42~85.31㎡
構造規模	RC造地上5階建
住戸総数	20戸

優良事業賞

中高層分譲住宅部門（小規模）

ティアレ首里金城町

(株)デザインスタジオ琉球楽団



【事業コンセプト】

本物件は琉球王朝時代の面影を色濃く残す那覇市街を見下す高台に位置しており、琉球王国時代を経て、太平洋戦争で壊滅的な被害を受けながらも古都の情景を残す場となっています。

首里城にほど近く、杜に包まれ周辺の景観に溶け込むような落ち着いたデザインを実現しています。

■本計画の取組みとして

- ①設計事務所が販売する分譲マンションとして購入者を満足させるしつらえを実現すること。
- ②多様なライフスタイルに合わせて多彩なプランを提案。設計担当者が直接対話しながら購入者の要望に応え、ともに作り上げる満足感を高めること。
- ③周辺環境に溶け込み、かつ小規模分譲マンションの利点を活かしてリゾートを思わせるデザインと環境づくりを目標としました。

上記を踏まえ、所有することに喜びを感じることを、時間を経ても価値が変わらないものづくりを目標としました。

【商品企画】

計画地は那覇の喧騒から少し離れた高台で緑深い場所に位置し、約6.5mの高低差と傾斜した道路に接する難しい敷地条件の場所にあり、道路からのアクセスと住環境を快適にするためのプランを入念に行いました。

水平に伸びた赤瓦屋根が景観になじむよう配慮し、軒高を抑え周辺の緑線に溶け込むような配置計画としました。

【デザイン・プラン】

- ①歴史首里の景観に調和させるため軒高を低く抑え、琉球赤瓦の大屋根、グスクを思わせる琉球石灰岩をふんだんに取り入れました。
- ②リゾートライクなゆとりの広さと、眺望を楽しむ広々バルコニー（最大奥行き4.5m・最大面積46.45㎡）
- ③多彩な間取り（全12戸中7タイプ、100㎡以上が6戸）
- ④天井高の標準が2.7m、最上階は勾配屋根を活かし3.2mの折上天井を確保
- ⑤全戸専用トランクルームを設け、リゾートホテルのような大開口の浴室で沖縄では少ないフルオートバスを標準としました。
- ⑥南国リゾートを感じる植栽計画と照明計画としました。

【事業成果】

本計画は、傾斜した道路と約6.5mの高低差をいかに活用しながら眺望と快適な空間を実現するのが課題でした。首里という文化地域で景観への配慮や、調和の取れたデザインにより高い付加価値を生み出すことを目的と捉えました。

全12戸中9戸の設計変更があり、可能な限り細かな要望に応えたことも設計事務所が提案する分譲マンションとして「買う」から「創る」楽しさを共有していただけたと思います。

設計事務所が設計監理はもちろん、設計変更対応、販売に直接関わることにより、私邸をつくるような高い顧客満足度が得られたのではないのでしょうか。

【規模概要】

住 所	沖縄県那覇市首里金城町3-4-1
敷地面積	1,385.43㎡
延床面積	1,847.49㎡
住戸面積	70.21~115.46㎡
構造規模	RC造地上2階地下1階建
住戸総数	12戸

トピックス

不動産後見アドバイザー資格講習会(札幌)を開催

組織委員会では、後見制度と不動産について東京大学と共同研究を行っている。このたび「不動産後見アドバイザー」資格講習会を、10月17日・18日に札幌の札幌第一ホテルにて開催した。

この資格は、今後高齢社会が進展していく中で、不動産業者が後見制度を理解し適切なサポートやアドバイスを行うことによって、判断能力が不十分な人も安心・安全に不動産取引を行うことが可能になることを主な目的としている。当協会の会員向けに講習会を行ってきたが、今年の講習会から会員外・住宅不動産以外の方にも

開講している。

東京大学大学院の教授・担当専門職員、高齢者・障がい者福祉の専門家、組織委員会委員等が講師を務め、27名が受講した。



トピックス

営業マネージャー向け実践講座(マーケティング編)を開催

10月21日弘済会館にて、主に営業部門の管理職及びマネジメントを行う立場にある社員を対象として「営業マネージャー向け実践講座(マーケティング編)」を開催。戸建分譲研究所(株)代表取締役 松沢博氏(戸建住宅委員会・マーケティング小委員会座長)が講師を務め、12社15名が参加した。

講義では、他社の実績やデータをそのまま引用するのではなく、自社のターゲットや販売データ

を分析し、それぞれの会社に合わせた営業方法を考えることが重要だと説いた。



トピックス

第1回商品企画小委員会を開催

10月25日、「住宅不動産会社が知っておくべき『民法改正への対応』セミナー」と題して第1回商品企画小委員会を主婦会館で開催し、51名が参加した。

来年4月に施行される民法(債権法)改正により、分譲住宅売買契約条項及び請負契約約款の改訂への対応が必要となる。本セミナーでは、弁護士法人匠総合法律事務所代表社員弁護士 秋野卓生氏が講師を務め、民法改正の概要ととも

に、住宅・不動産会社が特に注意すべき事項についても説明を行った。



「第15回耐震化実践アプローチセミナー」を開催

当協会は10月21日、弘済会館にて「第15回耐震化実践アプローチセミナー」を開催し、23名が参加した。内容は以下のとおり。

〔内 容〕

第一部 東京都における建築物耐震化への取組み
大地震から首都東京を守るために

講師 東京都都市整備局

耐震化推進担当部長 青木 成昭 氏

第二部 いまさら聞けない耐震化のこと

①日本の建築構造の理解

講師 (株)小平設計

代表取締役 小平 和夫 氏

②住居を兼ねた個人オーナー所有賃貸物件の耐震補強・入居者退去合意の難しさと売却による住替えの事例

講師 ホームポジション(株)

東関東支店長 巴山 顕成 氏

③マンションで耐震化を確実にを行うために
～合意形成の重要性～

講師 横浜市住宅供給公社

街づくり事業部街づくり事業課

事業推進担当課長 太田 祐輔 氏

④住宅金融支援機構における耐震改修支援について

講師 (独)住宅金融支援機構

まちづくり業務部 まちづくり再生支援室

マンション再生・再開発支援グループ

共用部分リフォーム担当推進役

野上 雅浩 氏

資力確保措置の実施状況

住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置の実施状況について ～平成31年3月31日の基準日における届出の受理状況～

住宅瑕疵担保履行法により、平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡した建設業者及び宅地建物取引業者は、住宅瑕疵担保責任保険への加入又は保証金の供託のいずれかの方法により資力確保措置を講じること、また年2回の基準日ごとに、資力確保措置の状況について、許可又は免許を受けた行政庁への届出を行うことが義務付けられています。

平成30年4月1日から今回の基準日(平成31年3月31日)までの1年間に引き渡された新築住宅は863,629戸で、このうち、建設業者による引渡しは588,180戸(27,527事業者)で、宅地建物取引業者による引渡しは275,449戸(8,019事業者)でした。

また、基準日(平成30年10月1日から平成31年3月31日)における届出手続状況については右図のとおりでした。

(戸数内訳) (単位：戸)

	保証金の供託	保険への加入	合計
建設業者が引き渡した新築住宅	158,389 (48.7%)	167,029 (51.3%)	325,418
宅建業者が引き渡した新築住宅	78,519 (49.8%)	79,069 (50.2%)	157,588

(事業者数内訳) (単位：事業者)

	保証金の供託のみ	保険の加入のみ	供託と保険を併用	合計
建設業者	128 (0.6%)	19,893 (99.2%)	23 (0.1%)	20,044
宅建業者	96 (1.6%)	5,704 (98.0%)	22 (0.4%)	5,822

●国土交通省住まいのあんしん総合支援サイト
[URL]

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/images/jigyousya/kijunbil9.pdf>

周知依頼

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について

国土交通省担当部局から以下のとおり周知依頼がありました。

国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下「法」という。)第23条において、一定面積以上の土地について土地売買等の契約を締結した場合には、権利取得者は、契約締結後2週間以内に、市町村の長を経由して都道府県知事又は指定都市の長に対し利用目的、取引価格等を届け出なければならないこととされています。(以下「事後届出制」という。)

事後届出制は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図り、かつ、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去するために必要な制度であり、権利取得者の手続負担の軽減と土地取引の円滑化を勘案し、必要最小限の措置となっています。

しかしながら、一部の宅地建物取引業者の中には、届出が必要な土地取引について届出がなされていない者が散見されるなど、本制度の趣旨が必ずしも徹底されていない場合が見受けられます。このような無届の取引により法第47条第1号の罰則規定が適用された場合には、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第1項

第3号又は第3項に基づく国土交通大臣又は都道府県知事による指示、同条第2項第1号の2又は第4項第1号に基づく国土交通大臣又は都道府県知事による業務の停止の対象となり得ます。

つきましては、本制度の趣旨をご理解の上、貴団体加盟業者に対して、業務に際しての法令の遵守や事後届出制の周知について、徹底いただきますようお願いいたします。

また、本制度は、宅地建物取引業法第35条第1項第2号に規定するその他の法令に基づく制限として、宅地建物取引業者が自ら土地を売却する場合の売主業者として又は土地取引の媒介を行う場合の媒介業者として説明が義務付けられている重要事項に該当する制度であることについても、併せて周知徹底いただきますようお願いいたします。

●国土交通省ホームページ(土地取引規制)

[URL]

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000019.html

周知依頼

11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」について

厚生労働省担当部局から以下のとおり周知依頼がありました。

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)による改正後の労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する罰則付きの時間外労働の上限規制が、本年4月から大企業に対して適用されています。このような中、大企業・親事業者(以下「大企業等」という。)による長時間労働の削減等の取組みが、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせているという声が厚生労働省等に寄せられています。

そのため、大企業等の働き方改革に伴う下請等

中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けた施策を総合的かつ継続的に推進するため、本年6月26日に、中小企業庁、公正取引委員会と連携し、しわ寄せ防止に向けた総合対策を策定し、現在、その取組みを進めているところです。対策の一環として、新たに11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と位置付け、各種取組みを行っていくことにしています。

●厚生労働省ホームページ(しわ寄せ防止特設サイト)

[URL]

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/shiwayoseboushi/

改正建築物省エネ法説明会・住宅省エネ技術講習会のご案内

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(改正建築物省エネ法)」が、令和元年5月10日に国会において成立し、同年5月17日に公布されました。

国土交通省は、改正法の詳細な説明会として、住宅・建築物の事業に携わる方々のうち、建築物の規模別に説明会を開催します。

1. 対象者

住宅・建築物の省エネルギー化に携わる事業者の方(建築主、設計業者、施工業者、設備機器製造業者、エネルギー供給業者等)

2. 参加費

無料

3. 小規模(300㎡未満)の住宅・非住宅の関連事業者向け説明会

- (1) 開催期間
～令和2年2月7日(金)
- (2) 会場・日程
全国146会場
※詳細は(5)のURLからご確認ください。
- (3) 開催時間
13:30～16:45
※会場によって異なる場合があります。
- (4) 講習内容
 - ①改正法に盛り込まれた各措置の内容とポイント
 - ②小規模住宅・小規模非住宅に係る省エネ基準・省エネ計算方法について
(新たに整備予定の簡易な計算方法のポイント等)
 - ③住宅省エネ技術講習会
- (5) 申込み・問合せ先
電話、FAX、WEBのいずれかの方法でお申込みください。会場によって連絡先が異なるため、詳細は下記URLからご確認ください。
[URL] <https://www.shoene.org/>

4. 中大規模(300㎡以上)の住宅・非住宅の関連事業者向け説明会

- (1) 開催期間
～令和2年1月28日(火)
- (2) 会場・日程
全国47会場
※詳細は(5)のURLからご確認ください。
- (3) 開催時間
13:30～16:30
- (4) 講習内容
 - ①改正法に盛り込まれた各措置の内容とポイント
 - ②省エネ基準・省エネ計算方法について
(新たに整備予定の簡易な計算方法のポイント等)
- (5) 申込み・問合せ先
改正建築物省エネ法説明会受付窓口
T E L 0120-222-081
F A X 0120-222-156
受付時間 9:00～18:00(土日祝除く)
[URL]
<https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/m/2019shoene-shosai>

●国土交通省ホームページ

(改正建築物省エネ法の詳細説明会を全国で開催します!～建築物の規模別に説明会を開催します～)

[URL]

http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000894.html

協会だより

委員会開催状況

[総務委員会]

日時 令和元年9月30日(月)12:00~13:30
場所 協会会議室
議事 第50回全国大会の申込状況、総務委員会事業計画の変更、全住協協会交流会等について報告を行った。

[組織委員会]

日時 令和元年10月7日(月)15:30~16:50
場所 主婦会館
議事 全住協フォーラム、住生活女性会議、不動産後見アドバイザー資格講習会、空き家対策研究等について報告を行った。

[流通委員会]

日時 令和元年9月24日(火)12:00~14:00
場所 弘済会館
議事 「家族信託を利用した不動産の管理・承継・活用について」並びに「水害情報の提供について」の講演を行った。

住所変更

会社名 株式会社エスコンリビングサービス
新住所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー20階
新TEL 03-6230-9362
新FAX 03-6230-9363

会社名 株式会社ベーシック
新住所 〒107-0062 東京都港区南青山2-2-15-942
新TEL 03-6403-5059
FAX 050-3730-3779(従来どおり)

電話番号・FAX番号変更

会社名 株式会社メイクス
新TEL 03-6746-4500
新FAX 03-6746-4501

業務日誌

9月24日(火)	・(公社)首都圏不動産公正取引協議会理事会に牧山代表理事が出席。 (ホテルメトロポリタンエドモント) ・流通委員会を開催。(弘済会館) ・営業マネージャー向け実践講座(マネジメント編)を開催。 (TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター)
30日(月)	・総務委員会を開催。(協会会議室)
10月2日(水)	・第14回企業対抗懇親ゴルフ大会を開催。(平川カントリークラブ)
4日(金)	・特保住宅(戸建住宅)検査員研修を開催。(関住協会会議室)
7日(月)	・組織委員会を開催。(主婦会館)
8日(火)	・金融商品取引法セミナーを開催。(主婦会館)
10日(木)	・国土交通省との意見交換会を開催。(東海大学校友会館)
11日(金)	・顧客中心のアプローチで理解する「マーケティング基礎研修」を開催。(全水道会館)
17日(木)	・不動産後見アドバイザー資格講習会(札幌)を開催。(～18日、札幌第一ホテル)
18日(金)	・特保住宅(戸建住宅)検査員研修を開催。(協会会議室)

会報 全住協 通巻80号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
(令和元年11月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。既に下記の15社が商品を提供しており、会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。

商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

会員名(順不同)

- ・(株)シーブリッジ
- ・(株)トルネックス
- ・アットホーム(株)
- ・あいおいニッセイ同和損害保険(株)
- ・エース21グループ(株)
- ・(株)一貫堂
- ・(株)総合資格
- ・(株)ベーシック
- ・(株)東京リーガルマインド(LEC)
- ・(株)リビテックス
- ・(株)ダイテック
- ・プラチナ出版(株)
- ・(株)ファイレスキュー
- ・(株)シンカ

取扱商品

- 不動産広告アイテムの制作、iPadツールの制作及び運用
- エマーゼンシートイレキット、エマーゼンシーボディキット
- 名入れノベルティ防災セット
- 宅地建物取引業者向け賠償責任保険
- 全自動消火装置「ケスジャン」
- 住まい手便利帳、簡単チラシ印刷、簡単名刺印刷 on WEB、RE-cycle Computer
- 建設業界採用情報誌、各種建築関係試験受験対策講座
- ENJO(エンヨー)オリジナルセット
- 各種講習、資格取得講座
- 水まわり設備4点セット
- 不動産・住宅会社のための基幹業務サービス「分譲住宅クラウド」
- 宅建受験対策書籍
- 投てき消火器具「firesave」+食油消火器具「firesave天ぷらパック」
- おもてなし電話 シンカCTI

※宅建登録(5問免除)講習 (株)東京リーガルマインド(LEC)、(株)住宅新報、アットホーム(株)、(株)総合資格

お問い合わせは、協会事務局(TEL 03-3511-0611)まで。

団体会員

一般社団法人	北海道住宅都市開発協会	〒060-0061	北海道札幌市中央区南1条西10丁目3-2 南1条道銀ビル2F	TEL.011-251-3012 FAX.011-231-5681
一般社団法人	秋田県住宅宅地協会	〒010-0951	秋田県秋田市山王5-14-1 サントノーレプラザビル1F	TEL.018-866-1301 FAX.018-866-1301
一般社団法人	東北・北海道住宅産業協会	〒981-3414	宮城県黒川郡大和町鶴巣太田字壱町24-5	TEL.022-343-2021 FAX.022-343-2282
一般社団法人	北信越住宅産業協会	〒388-8007	長野県長野市篠ノ井布施高田370-1	TEL.026-293-9125 FAX.026-293-9551
一般社団法人	富山県住宅宅地協会	〒939-8084	富山県富山市西中野町1-7-27 タカノビル6F	TEL.076-425-2033 FAX.076-413-6033
一般社団法人	北陸住宅宅地経営協会	〒910-0023	福井県福井市順化1-21-19	TEL.0776-22-7017 FAX.0776-23-0011
一般社団法人	静岡県都市開発協会	〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町11-6	TEL.054-272-8446 FAX.054-272-8450
一般社団法人	東海住宅産業協会	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F	TEL.052-251-8920 FAX.052-252-0081
一般社団法人	中京住宅産業協会	〒456-0031	愛知県名古屋市中区熱田区神宮4-7-27 宝18ビル7F	TEL.052-682-5800 FAX.052-683-8686
一般社団法人	関西住宅産業協会	〒541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-4-8 瓦町4丁目ビル6F	TEL.06-4963-3669 FAX.06-4963-3766
一般社団法人	近畿住宅産業協会	〒541-0057	大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-2-1 オーセンティック東船場402号	TEL.06-6263-5503 FAX.06-6263-5550
一般社団法人	広島県住宅産業協会	〒730-0011	広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング4F	TEL.082-228-9969 FAX.082-209-9955
一般社団法人	四国住宅宅地経営協会	〒760-0018	香川県高松市天神前9-5	TEL.087-861-9335 FAX.087-861-9335
一般社団法人	九州住宅産業協会	〒812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前2-11-16 第2大西ビル6F	TEL.092-472-7419 FAX.092-475-1441
一般社団法人	九州分譲住宅協会	〒814-0022	福岡県福岡市早良区原5-14-22	TEL.092-821-6441 FAX.092-847-7090
一般社団法人	鹿児島県住宅産業協会	〒890-0069	鹿児島県鹿児島市南郡元町14-9	TEL.099-285-0101 FAX.099-285-0122
一般社団法人	沖縄住宅産業協会	〒900-0032	沖縄県那覇市松山2-3-12	TEL.098-863-7410 FAX.098-863-7410

本部事務局

〒102-0083

東京都千代田区麹町5丁目3番地麹町中田ビル8階

TEL. 03-3511-0611

FAX. 03-3511-0616

全住協ホームページ <http://www.zenjukyoo.jp/>



一般社団法人 全国住宅産業協会

